

実地指導等における 主な指導事項

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室監査指導課

人員に関する基準について

【訪問介護】

常勤のサービス提供責任者が訪問介護以外の業務に従事している。

【通所介護】

生活相談員が配置されていない日がある。

【勤務体制の確保】

日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等が明確になっていない。

運営に関する基準について

【内容及び手続の説明及び同意】

運営規程と重要事項説明書の内容に齟齬がある。

【サービス提供の記録】

- ・ サービス提供の記録がないまま報酬を請求している。
- ・ 実態と異なるサービス提供記録が作成されている。

運営に関する基準について

【身体的拘束等の適正化】

- ・ 委員会を3月に1回以上開催していない。
- ・ 研修を定期的に行っていない。
- ・ 入所者に対し身体拘束を行う際に、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を**記録**していない。
(実施の都度、記載すること)

運営に関する基準について

【サービスの質の評価】

自ら提供するサービスの質の評価を実施していない。

【運営規程】

- 運営規程に必要な項目が定められていない。
 - ①入所者、利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - ②緊急時等における対応方法
 - ③非常災害対策
- 変更した運営規程を県に届出していない。

運営に関する基準について

【職員研修】

従業者に対し、その資質の向上のための研修を開催していない。

【非常災害対策】（施設系）

具体的な非常災害対策が作成されていない。

【衛生管理】（施設系）

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催していない、研修を定期的には開催していない。

運営に関する基準について

【事故発生の防止及び発生時の対応】

- ・ 事故発生の防止のための委員会、従業者に対する研修を定期的に行っていない。
- ・ 事故報告を行っていない。

介護報酬について

- ・ サービス提供票の利用実績の回数と請求実績の回数が一致しない。
- ・ 提供したサービス内容と請求内容が不整合。
- ・ 加算の要件を記録から確認できないにもかかわらず、請求している。
- ・ 処遇改善加算の職員へ周知したことを確認できない。

社会福祉施設等指導監査における 指導事項について

【入所者からの預り金について】

預り金管理規程等定められた手続きを行っていない。

- ①複数の職員で出納事務をチェックすることと定めているが、実態は1人の職員に任せたままとなっている。
- ②必要な伝票を作成していない。